

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年10月28日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
- 名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆

- 2 変更しようとする事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社大丸松坂屋百貨店	午前10時00分 （年間 4日は午前 9時30分、年間 1日は午前 9時00分）	変更なし	午後 7時30分 ただし、本館地下 2階から地上 3階まで、南館地下 2階から地上 3階まで及び北館 1階から 3階までは午後 8時00分、南館 4階から 6階までは午後 10時00分（年間60日は午後 8時00分、年間 2日は午後 9時00分）	午後 7時30分 ただし、本館地下 2階から地上 4階まで、南館地下 2階から地上 3階まで及び北館地下 1階から地上 3階までは午後 8時00分、南館 4階から 6階までは午後10時00分（年間60日は午後 8時00分、年間 2日は午後 9時00分）

3 変更の日

令和 6年11月20日

4 変更しようとする理由

顧客の利便性向上のため

5 届出の日

令和 6年10月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年10月28日から令和 7年 2月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 2月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課